

企業所得税法实施条例“第四章 税收优惠”-仮訳

中 文	仮 訳
中华人民共和国企业所得税法实施条例 中文	中華人民共和國企業所得稅法實施條例 仮訳
目 录 第一章 总 则 第二章 应纳税所得额 第一节 一般规定 第二节 收 入 第三节 扣 除 第四节 资产的税务处理 第三章 应纳税额 第四章 税收优惠 第五章 源泉扣缴 第六章 特别纳税调整 第七章 征收管理 第八章 附 则	目 次 第一章 総 則 第二章 課税所得額 第一節 一般規定 第二節 収 入 第三節 控 除 第四節 資産の税務処理 第三章 納付税額 第四章 税収優遇 第五章 源泉徴収 第六章 特別納税調整 第七章 徴収管理 第八章 付 則
第一章 总 则	第一章 総 則
第一条 根据《中华人民共和国企业所得税法》（以下简称企业所得税法）的规定，制定本条例。	第1条 『中華人民共和國企業所得稅法』（以下「企業所得稅法」と略す）の規定に基づき、本条例を制定する。
第四章 税收优惠	第四章 税収優遇
第八十二条 企业所得税法第二十六条第（一）项所称国债利息收入，是指企业持有国务院财政部门发行的国债取得的利息收入。	第82条 企業所得稅法第26条第(一)項でいう国債の利息収入とは、企業が國務院財政部門が発行する国債を所持することにより取得した利息収入を指す。

中 文	仮 訳
第八十三条 企业所得税法第二十六条第（二）项所称符合条件的居民企业之间的股息、红利等权益性投资收益，是指居民企业直接投资于其他居民企业取得的投资收益。企业所得税法第二十六条第（二）项和第（三）项所称股息、红利等权益性投资收益，不包括连续持有居民企业公开发行并上市流通的股票不足 12 个月取得的投资收益。	第 83 条 企業所得税法第 26 条第(二)項でいう条件に合致する居住者企業間の株式利息、配当など權益性投資収益とは、居住者企業がその他の居住者企業に直接投資して取得した投資収益を指す。企業所得税法第 26 条第(二)項及び第(三)項でいう株式利息、配当などの權益性投資収益は、その他居住者企業の公開発行され、且つ上場・流通する株式を 12 か月に満たない期間保有して取得した投資収益を含まない。
第八十四条 企业所得税法第二十六条第（四）项所称符合条件的非营利组织，是指同时符合下列条件的组织： （一）依法履行非营利组织登记手续； （二）从事公益性或者非营利性活动； （三）取得的收入除用于与该组织有关的、合理的支出外，全部用于登记核定或者章程规定的公益性或者非营利性事业； （四）财产及其孳息不用于分配； （五）按照登记核定或者章程规定，该组织注销后的剩余财产用于公益性或者非营利性目的，或者由登记管理机关转赠给与该组织性质、宗旨相同的组织，并向社会公告； （六）投入人对投入该组织的财产不保留或者享有任何财产权利；投入人对投入该组织的财产不保留或者享有任何财产权利； （七）工作人员工资福利开支控制在规定的比例内，不变相分配该组织的财产。 前款规定的非营利组织的认定管理办法由国务院财政、税务主管部门会同国务院有关部门制定。	第 84 条 企業所得税法第 26 条第(四)項でいう条件に合致する非営利組織とは、同時に下記の条件に適合する組織を指す。 (一)法に従い非営利組織の登記手続を行う。 (二)公益性又は非営利性活動に従事する。 (三)取得した収入は、当該組織に関連する、合理的な支出に用いるのを除き、全てを登記承認又は定款で定める公益性又は非営利性事業に用いる。 (四)財産及びその果実を分配に用いない。 (五)登記承認又は定款の規定に基づく、当該組織登記抹消後の残余財産は、公益性又は非営利性目的に用い、あるいは登記管理機関が当該組織の性質、目的、或いは相当の組織に贈与し、併せて社会に公告する。 (六)当該組織に投入した財産に対して、投資者は如何なる財産権も留保、享有しない。 (七)従業員の賃金福利費用は、規定の比率の範囲で支出調整し、当該組織の財産を分配しない。 前項に定める非営利組織の認定管理弁法は、國務院財政、稅務主管部門が國務院の関連部門とともに制定する。
第八十五条 企业所得税法第二十六条第（四）项所称符合条件的非营利组织的收入，不包括非营利组织从事营利性活动取得的收入，但国务院财政、税务主管部门另有规定的除外。	第 85 条 企業所得税法第 26 条第(四)項でいう条件に合致する非営利組織の収入には、非営利性組織が営利性活動を行い、取得した収入を含まない。但し、國務院の財政、稅務主管部門が別に定めるものを除く。

中 文	仮 訳
第八十六条 企业所得税法第二十七条第(一)项规定的企业从事农、林、牧、渔业项目的所得，可以免征、减征企业所得税，是指： （一）企业从事下列项目的所得，免征企业所得税： 1. 蔬菜、谷物、薯类、油料、豆类、棉花、麻类、糖料、水果、坚果的种植； 2. 农作物新品种的选育； 3. 中药材的种植； 4. 林木的培育和种植； 5. 牲畜、家禽的饲养； 6. 林产品的采集； 7. 灌溉、农产品初加工、兽医、农技推广、农机作业和维修等农、林、牧、渔服务业项目； 8. 远洋捕捞。 （二）企业从事下列项目的所得，减半征收企业所得税： 1. 花卉、茶以及其他饮料作物和香料作物的种植； 2. 海水养殖、内陆养殖。 企业从事国家限制和禁止发展的项目，不得享受本条规定的企业所得税优惠。	第86条 企業所得税第27条第(一)項で定める企業が従事する農業、林業、牧畜業、漁業プロジェクトの所得を、免税、減税できる企業所得税とは、次のものを指す。 （一）企業が次のプロジェクトに従事して得た所得は、企業所得税を免除する。 1. 野菜、穀物、イモ類、植物油、豆類、綿花、麻類、糖料、果物、堅果の栽培。 2. 農作物新品種の選択育成 3. 漢方薬材の栽培 4. 木材の育成、栽培 4. 家畜、家禽の飼育 5. 林産品の採集 6. 灌漑、農産物の一次加工、獣医、農業技術の普及、農業機械作業及びメンテナンスなど農業、林業、牧畜業、漁業のサービスプロジェクト 8. 遠洋捕獲 （二）企業が次のプロジェクトに従事して得た所得は、企業所得税を半減して徴収する。 1. 花卉、茶及びその他飲料作物及び香料作物の栽培 2. 海水養殖、内陸養殖 企業が従事する、国が発展を禁止、制限するプロジェクトは、本条規定の企業所得税の優遇を享受できない。
第八十七条 企业所得税法第二十七条第(二)项所称国家重点扶持的公共基础设施项目，是指《公共基础设施项目企业所得税优惠目录》规定的港口码头、机场、铁路、公路、城市公共交通、电力、水利等项目。	第87条 企業所得税法第27条第(二)項でいう国が重点的に支援する公共インフラプロジェクトとは、『公共インフラプロジェクトの企業所得税優遇目録』のうち、港湾埠頭、空港、鉄道、道路、都市交通、電力、水利などのプロジェクトを指す。

中 文	仮 訳
企业从事前款规定的国家重点扶持的公共基础设施项目的投资经营的所得，自项目取得第一笔生产经营收入所属纳税年度起，第一年至第三年免征企业所得税，第四年至第六年减半征收企业所得税。 企业承包经营、承包建设和内部自建自用本条规定的项目，不得享受本条规定的企业所得税优惠。	前項規定の国が重点的に支援する公共インフラプロジェクトの投資経営に企業が従事して得た所得は、プロジェクトで取得した初回の生産経営収入に帰属する納税年度から、1 年目から 3 年目までは企業所得税を免除され、4 年目から 6 年目までは企業所得税を半減して徴収される。 企業の請負経営、請負建設及び内部自社建設、自社使用の本条で定めるプロジェクトは、本条が定める企業所得税の優遇を享受できない。
第八十八条 企业所得税法第二十七条第(三)项所称符合条件的环境保护、节能节水项目，包括公共污水处理、公共垃圾处理、沼气综合开发利用、节能减排技术改造、海水淡化等。项目的具体条件和范围由国务院财政、税务主管部门商国务院有关部门制订，报国务院批准后公布施行。 企业从事前款规定的符合条件的环境保护、节能节水项目的所得，自项目取得第一笔生产经营收入所属纳税年度起，第一年至第三年免征企业所得税，第四年至第六年减半征收企业所得税。	第 88 条 企業所得税法第 27 条第(三)項でいう条件に合致する環境保護、省エネ節水プロジェクトとは、公共污水处理、公共ごみ処理、メタンガス総合開発利用、省エネ排出削減技術改造及び海水淡水化などを含む。プロジェクトの具体的条件及び範囲は、國務院の財政、税務主管部門が関連部門と協議、制定し、國務院の認可を受けた後、公布、施行する。 企業が前項で定める条件に適合する環境保護、省エネ節水プロジェクトに従事し、得た所得は、プロジェクトから取得した初回の生産経営収入に帰属する初年度納入年度から、1 年目から 3 年目までは、企業所得税が免除され、4 年目から 6 年目までは、企業所得税を半減して徴収される。
第八十九条 依照本条例第八十七条和第八十八条规定享受减免税优惠的项目，在减免税期限内转让的，受让方自受让之日起，可以在剩余期限内享受规定的减免税优惠；减免税期限届满后转让的，受让方不得就该项目重复享受减免税优惠。	第 89 条 本条例第 87 条及び第 88 条で規定に基づき減免税優遇を享受するプロジェクトが、減免税期間内に譲渡された場合、譲受側は譲渡された日から、残余期間内に規定の企業所得税の優遇を享受することができる。減免税期間満了後に譲渡された場合、譲受側は当該プロジェクトについて再び減免税の優遇を享受することができない。
第九十条 企业所得税法第二十七条第(四)项所称符合条件的技术转让所得免征、减征企业所得税，是指一个纳税年度内，居民企业技术转让所得不超过 500 万元的部分，免征企业所得税；超过 500 万元的部分，减半征收企业所得税。	第 90 条 企業所得税法第 27 条第(四)項でいう条件に合致する技術譲渡による所得の企業所得税の免税、減税とは、納税年度内に、居住者企業の技術譲渡による所得が 500 万元を超えない部分は企業所得税を免税すること、500 万元を超える部分は企業所得税を半減して徴収することを指す。

中 文	仮 訳
第九十一条 非居民企业取得企业所得税法第二十七条第(五)项规定的所得，减按 10%的税率征收企业所得税。 下列所得可以免征企业所得税： (一) 外国政府向中国政府提供贷款取得的利息所得； (二) 国际金融组织向中国政府 and 居民企业提供优惠贷款取得的利息所得； (三) 经国务院批准的其他所得。	第 91 条 非居住者企業が取得する企業所得税法第 27 条(五)項で規定する所得は、10%の税率に基づき企業所得税の徴収を減ずる。 次の所得は企業所得税を免除することができる。 (一)外国政府が中国政府に借款を供与し、取得した利息所得。 (二)国際金融組織が中国政府及び居住者企業に優遇借款を供与し、取得した利息所得。 (三)国務院の認可を受けたその他の所得。
第九十二条 企业所得税法第二十八条第一款所称符合条件的小型微利企业，是指从事国家非限制和禁止行业，并符合下列条件的企业： (一) 工业企业，年度应纳税所得额不超过 30 万元，从业人数不超过 100 人，资产总额不超过 3000 万元； (二) 其他企业，年度应纳税所得额不超过 30 万元，从业人数不超过 80 人，资产总额不超过 1000 万元。	第 92 条 企業所得税法第 28 条第一項でいう条件に合致する小型の利益の少ない企業とは、国が制限及び禁止していない業種に従事しており、且つ次の条件に適合する企業を指す。 (一)工業企業;年度課税所得額が 30 万元を超えず、従業員数が 100 人を超えず、資産総額が 3000 万元を超えないこと。 (二)その他企業;年度課税所得額が 30 万元を超えず、従業員数が 80 人を超えず、資産総額が 1000 万元を超えないこと。
第九十三条 企业所得税法第二十八条第二款所称国家需要重点扶持的高新技术企业，是指拥有核心自主知识产权，并同时符合下列条件的企业： (一) 产品(服务)属于《国家重点支持的高新技术领域》规定的范围； (二) 研究开发费用占销售收入不低于规定比例； (三) 高新技术产品(服务)收入占企业总收入不低于规定比例； (四) 科技人员占企业职工总数不低于规定比例； (五) 高新技术企业认定管理办法规定的其他条件。	第 93 条 企業所得税法第 28 条第二項でいう国の重点的支援が必要なハイテク企業とは、核となる自主的な知的所有権を有し、且つ同時に次の条件に適合する企業を指す。 (一)製品(サービス)が『国家が重点支援するハイテク領域』が定める範囲にあること。 (二)研究開発費用の売上収入に占める比率が規定の比率以上であること。 (三)ハイテク製品(サービス)収入の企業総収入に占める比率が規定の比率以上であること。 (四)科学技術者の企業職員総数に占める比率が規定の比率以上であること。 (五)ハイテク企業認定管理弁法が定めるその他の条件。

中 文	仮 訳
《国家重点支持的高新技术领域》和高新技术企业认定管理办法由国务院科技、财政、税务主管部门商国务院有关部门制订，报国务院批准后公布施行。	『国家が重点的に支援するハイテク領域』及びハイテク企業認定管理弁法は、国务院の科学技術、財務、税務主管部門が関連部門と協議、制定し、国务院の認可を受けた後、公布、施行する。
第九十四条 企业所得税法第二十九条所称民族自治地方，是指依照《中华人民共和国民族区域自治法》的规定，实行民族区域自治的自治区、自治州、自治县。 对民族自治地方内国家限制和禁止行业的企业，不得减征或者免征企业所得税。	第 94 条 企業所得税法第 29 条でいう民族自治地方とは、『中華人民共和国民族区域自治法』の規定に基づき、民族区域の自治を実行する自治区、自治州、自治県を指す。 民族自治地方内における国が制限、禁止する業界の企業に対し、企業所得税を減額、免除してはならない。
第九十五条 企业所得税法第三十条第（一）项所称研究开发费用的加计扣除，是指企业为开发新技术、新产品、新工艺发生的研究开发费用，未形成无形资产计入当期损益的，在按照规定据实扣除的基础上，按照研究开发费用的 50%加计扣除；形成无形资产的，按照无形资产成本的 150%摊销。	第 95 条 企業所得税法第 30 条第(一)項でいう研究開発費の割増控除とは、企業が新技術、新製品、新技法の開発により生じる研究開発費用を指す。無形資産を形成せず、当期損益に計上される場合、規定に基づき実額を控除した上で、研究開発費の 50%を割増控除する。無形資産を形成する場合、無形資産原価の 150%を以って償却する。
第九十六条 企业所得税法第三十条第(二)项所称企业安置残疾人员所支付的工资的加计扣除，是指企业安置残疾人员的，在按照支付给残疾职工工资据实扣除的基础上，按照支付给残疾职工工资的 100%加计扣除。残疾人员的范围适用《中华人民共和国残疾人保障法》的有关规定。 企业所得税法第三十条第(二)项所称企业安置国家鼓励安置的其他就业人员所支付的工资的加计扣除办法，由国务院另行规定。	第 96 条 企業所得税法第 30 条第(二)項でいう企業が雇用した身体障害者に支払った給与の割増控除とは、企業が身体障害者を雇用した場合、身体障害者職員に支払う給与の実額を控除した上で、身体障害者職員に支払う給与の 100%を割増控除することを指す。身体障害者の範囲は『中華人民共和国身体障害者保障法』の関連規定を適用する。 企業所得税法第 30 条第(二)項でいう国が雇用を奨励するその他の就業者に企業が支払った給与の割増控除は、国务院が別に規定する。
第九十七条 企业所得税法第三十一条所称抵扣应纳税所得额，是指创业投资企业采取股权投资方式投资于未上市的中小高新技术企业 2 年以上的，可以按照其投资额的 70%在股权持有满 2 年的当年抵扣该创业投资企业的应纳税所得额；当年不足抵扣的，可以在以后纳税年度结转抵扣。	第 97 条 企業所得税法第 31 条でいう控除の課税所得額とは、ベンチャーキャピタルが株式投資方式で、未上場の中小ハイテク企業に 2 年以上投資した場合、その投資額の 70%を、株式を満 2 年所持した当年に、控除される当該ベンチャーキャピタルの課税所得額を指す。当年に、控除しきれない場合、その後の納税年度に繰越控除することができる。

中 文	仮 訳
第九十八条 企业所得税法第三十二条所称可以采取缩短折旧年限或者采取加速折旧的方法的固定资产，包括： （一）由于科技进步，产品更新换代较快的固定资产； （二）常年处于强震动、高腐蚀状态的固定资产。 采取缩短折旧年限方法的，最低折旧年限不得低于本条例第六十条规定折旧年限的 60%；采取加速折旧方法的，可以采取双倍余额递减法或者年数总和法。	第 98 条 企業所得税法第 32 条が規定する減価償却年数短縮又は加速減価償却法を採用できる固定資産とは、次のものを指す。 （一）科学技術の進歩により、製品の世代交代が比較的速い固定資産 （二）常に強震度、高腐蝕の状態にある固定資産 減価償却年数短縮法を採用した場合、最低の減価償却年数は本条例第 60 条で定める減価償却年数の 60%を下回ってはならない。加速減価償却法を採用した場合、二倍定率法又は算術級数法を採用することができる。
第九十九条 企业所得税法第三十三条所称减计收入，是指企业以《资源综合利用企业所得税优惠目录》规定的资源作为主要原材料，生产国家非限制和禁止并符合国家和行业相关标准的产品取得的收入，减按 90%计入收入总额。 前款所称原材料占生产产品材料的比例不得低于《资源综合利用企业所得税优惠目录》规定的标准。	第 99 条 企業所得税法第 33 条でいう収入の減額計算とは、企業が『資源综合利用企業所得税優遇目録』で定める資源を主要材料として、国が制限及び禁止していない、且つ国及び業界の関連基準に達する製品を生産することにより取得した収入は、その 90%を収入総額として計算することを指す。 前項でいう原材料が生産製品の材料に占める比率は、『資源综合利用企業所得税優遇目録』で定める標準を下回ってはならない。
第一百条 企业所得税法第三十四条所称税额抵免，是指企业购置并实际使用《环境保护专用设备企业所得税优惠目录》、《节能节水专用设备企业所得税优惠目录》和《安全生产专用设备企业所得税优惠目录》规定的环境保护、节能节水、安全生产等专用设备的，该专用设备的投资额的 10%可以从企业当年的应纳税额中抵免；当年不足抵免的，可以在以后 5 个纳税年度结转抵免。 享受前款规定的企业所得税优惠的企业，应当实际购置并自身实际投入使用前款规定的专用设备；企业购置上述专用设备在 5 年内转让、出租的，应当停止享受企业所得税优惠，并补缴已经抵免的企业所得税税款。	第 100 条 企業所得税法第 34 条でいう税額控除とは、『環境保護専用設備企業所得税優遇目録』、『省エネ節水専用設備企業所得税優遇目録』及び『安全生産専用設備企業所得税優遇目録』が定める環境保護設備、省エネ節水、安全生産などの専用設備を企業が購入し、且つ実際に使用する場合、当該専用設備の投資額の 10%は、企業の当年度課税額から控除することができることを指す。当年度控除できない場合、その後5納税年度に繰越して控除することができる。 前項で定める企業所得税の優遇を享受する企業は、前項で定める専用設備を実際に購入し、且つ実際に投入、使用しなければならない。企業が上記の専用設備を5年以内に譲渡、リースする場合、享受している企業所得税の優遇を停止し、併せて既に控除された企業所得税の税金を追加納付しなければならない。

中 文	仮 訳
第一百零一条 本章第八十七条、第九十九条、第一百条规定的企业所得税优惠目录，由国务院财政、税务主管部门商国务院有关部门制订，报国务院批准后公布施行。	第 101 条 本章第 87 条、第 99 条、第 100 条で定める企業所得税優遇目録は、國務院の財政、稅務主管部門が國務院関連部門と協議、制定し、國務院の認可を受けた後、公布、施行する。
第一百零二条 企业同时从事适用不同企业所得税待遇的项目的，其优惠项目应当单独计算所得，并合理分摊企业的期间费用；没有单独计算的，不得享受企业所得税优惠。	第 102 条 企業が同時に従事、異なる企業所得税の優遇をプロジェクト適用される場合、その優遇プロジェクトは単独で所得を計算し、且つ企業の期間費用を合理的に分担しなければならない。単独で計算していない場合、企業所得税の優遇を享受してはならない。

【出所】中国政府网 http://www.gov.cn/zwgk/2007-12/11/content_830645.htm

(三菱UFJリサーチ&コンサルティング仮訳)